

利用請求者の氏名又は名称_____

No.	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称	点数	出	納
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					

*太線枠内をご記入ください。

特定歴史公文書等利用決定通知書

殿

京都大学大学文書館長 公印省略

年 月 日付で請求のありました特定歴史公文書等の利用について、公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので、通知します。

記

- 1 原本を利用に供する特定歴史公文書等の名称及び利用制限を行う部分があればその理由

[]

- 2 複写物を利用に供する特定歴史公文書等の名称、原本の利用を認めない理由及び利用制限を行う部分があればその理由

[]

- 3 利用を認めないこととした特定歴史公文書等の名称及び利用を認めない理由

[]

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、京都大学に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、京都大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 利用の方法

(1) 利用の方法

特定歴史公文書等の名称	利用の方法	写しを送付する場合の 準備日数
	閲覧 写しの交付 その他 ()	

(2) 館における開示を実施することができる日時、場所

[]

本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

(内線)

TEL: 075-753-2651

FAX: 075-753-2025

e-mail: archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

写 し の 交 付 依 頼 書

年 月 日

京都大学大学文書館長 殿

フリガナ		送付先	〒 -				電話 (- -)	
氏 名								
識別番号	特定歴史公文書等の名称	写しの対象部分	写しの交付の実施の方法 (下記イ～へより選択)	枚数 (コマ数)	用紙サイズ (A4・B4・A3)	金額		
1 申請した複写を後日キャンセルする場合には、複写の実費が必要になる場合があります。 2 手数料は現金か現金書留で納付してください。公費で支払う場合は立て替え払いをお願いします。 3 写しの交付を郵送で希望される場合は、大学文書館から着払いでの発送になります。						写しの交付の方法	計	
						来館受取り		
						後日郵送 (着払い)		

	写 し の 交 付 の 実 施 の 方 法	実施手数料の額
イ	複写機により用紙に複写したものの交付 (第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。)	A4用紙1枚につき20円、カラー出力60円 (B4判及びA3判も同じ。)
ロ	撮影したモノクロマイクロフィルムのネガの交付 (ネガのみ交付)	1コマの撮影につき80円 (間紙が必要な場合は90円)
ハ	撮影したモノクロマイクロフィルムを用紙に出力したものの交付 (ネガと用紙の交付)	A4用紙1枚につき120円 (B4判は140円、A3判は180円)
ニ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付 (用紙の交付)	A3以下用紙1枚につき110円 (カラー出力は130円)
ホ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付 (CD-Rの交付)	光ディスク1枚につき300円に当該文書又は図面1枚ごとに70円を加えた額
へ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付 (DVD-Rの交付)	光ディスク1枚につき500円に当該文書又は図面1枚ごとに70円を加えた額

11 京大大学文書館 号
年 月 日

殿

京都大学大学文書館長 印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、公文書等の管理に関する法律第16条第1項の規定に基づく利用請求があり、当該特定歴史公文書等について利用決定を行う際の参考とするため、同法第18条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見があるときは、同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
識別番号	
利用請求の年月日	年 月 日
当該特定歴史公文書等 に記録されている 殿に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部局名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日 ()

本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

内線

TEL:075-753-2651

FAX:075-753-2025

e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

11 京大大学文書館 号
年 月 日

殿

京都大学大学文書館長 印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

に関する情報が記録されている下記の特定歴史公文書等について、公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項の規定による利用請求があり、利用決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 18 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該特定歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は、同封した「特定歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
識別番号	
利用請求の年月日	年 月 日
法第 18 条第 2 項の規定 を適用する理由	
当該特定歴史公文書等 に記録されている 殿に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部局名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日 ()

本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

内線

TEL:075-753-2651

FAX:075-753-2025

e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

11 京大大学文書館 号
年 月 日

殿

京都大学大学文書館長 印

特定歴史公文書等の利用請求に関する意見について（照会）

公文書等の管理に関する法律第 16 条第 1 項第 1 号ハ又はニに関する情報が記録されている下記の特定期歴史公文書等について、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき利用請求があり、利用決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該特定期歴史公文書等を利用させることにつき御意見がある場合は、同封した「特定期歴史公文書等の利用請求に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

利用請求のあった特定期歴史公文書等の名称	
識別番号	
利用請求の年月日	年 月 日
当該特定期歴史公文書等に付されている法第 8 条第 3 項の規定による意見の内容	
当該特定期歴史公文書等を利用させる旨の決定をする理由	
意見書の提出先	(部局名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日 ()

本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

内線

TEL:075-753-2651

FAX:075-753-2025

e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

年 月 日

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

京都大学大学文書館長 殿

ふりがな

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者の氏名)

〒住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

連絡先 (電話番号)

年 月 日付で照会のあつた特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあつた特定歴史 公文書等の名称	
識別番号	
利用についての御意見	※ 1 意見はない。又は支障（不利益）は無い。 2 利用されると支障（不利益）がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的内容
連絡先 (担当、電話番号等)	

※ 1 又は 2 のうち該当する番号に○印を付して下さい。2 を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容も記載して下さい。

11 京大大学文書館 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用に関する意見書

京都大学大学文書館長 殿

印

年 月 日付で照会のあった特定歴史公文書等の利用について、下記のとおり意見を提出します。

記

照会のあった特定歴史 公文書等の名称	
識別番号	
利用についての御意見	※ 1 特に意見はない。 2 意見がある。 (1) 意見がある部分 (2) 意見に係る具体的内容
連絡先 (担当、電話番号等)	

※ 1 又は 2 のうち該当する番号に○印を付して下さい。2 を選択された場合は、支障（不利益）がある部分及びその具体的内容を記載して下さい。

11 京大大学文書館 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用決定について（通知）

殿

京都大学大学文書館長 印

から 年 月 日付で「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、下記のとおり利用に供することとしたので、公文書等の管理に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用に供することとした特定歴史公文書等の名称
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

*本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者 内線
TEL:075-753-2651 FAX:075-753-2025 e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に京都大学に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、京都大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

11 京大大学文書館 号
年 月 日

利用決定の期限の延長について（通知）

殿

京都大学大学文書館長 印

年 月 日付の特定歴史公文書等の利用請求については、京都大学大学文書館利用等要項第 13 条第 3 項の規定を適用し、下記のとおり、利用決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用請求のあった特定歴史公文書等の名称

2 延長後の期限

3 延長の理由

* 本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

内線

TEL:075-753-2651 FAX:075-753-2025 e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

11 京大大学文書館 号
年 月 日

利用決定の期限の特例の適用について（通知）

殿

京都大学大学文書館長 印

年 月 日付の特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、
京都大学大学文書館利用等要項第 13 条第 4 項の規定（利用決定の期限の特例）を適用する
こととしたので通知します。

記

1 利用請求のあった特定歴史公文書等の名称

2 上記規定（利用決定の期限の特例）を適用することとした理由

3 利用決定する期限

（ 月 日までに可能な部分について利用決定を行い、残りの部分については、
次に記載する時期までに利用決定する予定です。）

月 日 （ ）

* 本件連絡先

京都大学大学文書館 担当者

内線

TEL:075-753-2651 FAX:075-753-2025 e-mail:archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

諮 問 書

11 京大大学文書館 号
年 月 日

公文書管理委員会 御中

京都大学大学文書館長 印

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第 21 条の規定に基づき諮問します。

11 京大大学文書館 号
年 月 日

殿

京都大学大学文書館長 印

公文書管理委員会への諮問について（通知）

公文書等の管理に関する法律第 16 条の規定に基づく利用決定に対する次の異議申立てについて、同法第 21 条の規定により公文書管理委員会に諮問したので、同法第 22 条の規定により通知します。

1 異議申立てに係る特定歴史公文書等の名称	
2 異議申立てに係る利用決定	
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

担当：京都大学大学文書館

TEL:075-753-2651 FAX：075-753-2025

e-mail：archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

注 1) 「2 異議申立てに係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定した者、利用決定の種類（利用決定、部分利用決定又は利用を認めない旨の決定）を記載すること。

注 2) 4 の「諮問番号」は、公文書管理委員会が付す番号である。

(別紙)

1 異議申立てに係る特定歴史公文書等の名称	
2 異議申立てに係る利用決定 (利用決定の種類) <input type="checkbox"/> 全部利用 <input type="checkbox"/> 一部利用 (該当利用制限事由又は複製物の利用) <input type="checkbox"/> 利用を認めない旨の決定 (該当する利用制限事由)	(1) 利用決定の日付、記号番号 (2) 利用決定をした者 (3) 利用決定の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 特定歴史公文書等利用請求書 (写し) ② 特定歴史公文書等利用決定通知書 (写し) ③ 異議申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 利用に供した特定歴史公文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問先担当者 連絡先	

注1) 2の「(利用決定の種類)」については、該当する利用決定の□をチェックすること。また、一部利用決定又は利用を認めない旨の決定の場合には、公文書管理法上の該当条項を記載すること。

注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部利用に供することが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第24条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。